十三、株式会社上州屋に対する件

昭和四十四年（排）第六十一号

排除命令

群馬県太田市本町二十番地六号

株式会社　上州屋

右代表者　代表取締役　大野高市

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一、株式会社上州屋は、昭和四十四年六月二十五日から同年七月二十四日までを期間とし、「中元戦線突撃開始セール」と称して行なった懸賞による景品類の提供が、下当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）第一項および第三項の規定に違反したものである旨およびこのような違反行為を再び行なわない旨をすみやかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二、同社は、今後、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」

第一項および第三項の規定に違反する行為を再び行なってはならない。

三、同社は、今後一年間、懸賞による景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

四、同社は、第一項の規定に基づいて公示を行なつたときは、遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

株式会社上州屋は、肩書地に本店を、また、群馬県太田市内に二支店を置き、主として紳士服および紳士洋品の小売業を営む事業者である。

同社は、一般消費者を対象に、「中元戦線突撃開始セール」と称して、昭和四十四年六月二十五日から同年七月二十四日までの期間に、五百円買上げごとに補助券一枚、二千円買上げごとに抽せん券一枚を与え、補助券四枚で抽せん券一枚と引換え、抽せん券一枚でスピードくじを一回引かせ、小隊賞として現金五千円、三千円、千円または五百円、等外としてサツポロライト（六十円）またはコーラ大びん（七十円）一本を提供するとともに、さらに抽せんにより、師団賞カラーテレビ（十六万円相当）、中隊賞現金十万円、大隊賞香港旅行（一人当りの費用八万円）、連隊賞ステレオ（現金正価六万一千五百円）またはルームクーラー（現金正価七万五千円）を各一名に提供する旨を表示したチラシを昭和四十四年六月二十五日および同年七月三新日付朝日新聞、毎日新聞、読売新聞（いずれも朝刊）に折り込んで、群馬県太田市およびその周辺の地域に配布し、この企画を実施した。

しかるに、当該懸賞に係る取引の価額は、二千円であつて、懸賞により提供することができる景品類の価額の最高額は、一万円である。

よつて前記景品類中、師団賞、中隊賞、大隊賞、連隊賞の景品類の価額は、この制限をこえるものである。また、当該懸賞に係る

取引の予定総額は、千二百万円であつて、懸賞により提供することができる景品類の価額の総額は、二十四万円である。よつて、前記スピードくじおよび抽せんによる景品類の価額の約七十万円は、この総額制限をこえるものである。

法令の適用

前記事実によれば、株式会社上州屋の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項および第三項の規定に違反する。

昭和四十四年十月二十二日

公正取引委員会

委員長　山田精一

委員　菊池淳一

委員　梅田孝久

委員　亀岡康夫

委員　有賀美智子